

米 国では、富裕税が話題となっている。火をつけたのはエリザベス・ウォーレン上院議員だ。米国大統領選挙の民主党候補者指名争いで、学生ローン支払免除、医療制度改革などの財源として富裕税の導入を主張したことがきっかけだ。

上位7万5,000世帯の超富裕層を対象とし、純資産が5,000万ドルを超える部分に年間2%の税金、10億ドルを超える部分については年間3%の課税をする。この結果得られる税収は、今後10年間で約3兆ドル(毎年30兆円程度)という。

わが国とはスケールの異なる富裕層のいる米国では、彼らの政治的影響力が大きな問題になっている。「ダーク・マネー」(ジェイン・メイヤー、東洋経済新報社、2017年)には、米国の政治システムは、1%の金持ちが99%を支配するオリガークー(寡頭制)で、彼らが政治家、シンクタンク、大学、マスメディアなどに幅広く外部からは見えない金(ダーク・マネー)を流し、

米国の世論・政策を自らの利益になるよう誘導していく実態が克明に書かれている。

富裕税構想について特に興味深いのは、1%に属している超富裕層のジョージ・ソロス、アビゲイル・ディズニーなどスーパーリッチ18人が、特定の候補への支援ではないと断りつつも、支持する旨の書簡を發出していることである。書簡では、富裕税が気候変動問題の解決に役立つこと、古くなったインフラ整備、子育て、教育などに資金を回せば米国経済が発展することなどを述べており、富裕税は公正で米国民主義を強化するとまで書かれている。

いずれにしても、ウォーレン上院議員が投げかけた富裕税の議論は、格差社会の一方で、医療など社会保障整備の遅れた米国を変えようとするもので、大きな議論となるだろう。

しかし、富裕税には課題もある。

第1は、資本の国外逃避を招くという懸念だ。欧州では1990年代ごろまでドイツやフランス、スウェーデンなど多くの国に富裕税が導入されていたが、資本移動の自由化が進むにつれ税逃れの資本逃避が続いた。その結果ドイツでは1997年に、スウェーデンでは2007年に廃止され、現在存続しているのは、フランス(マクロン大統領は大幅に縮小したが)、スイスなど少数の国である。

もっともこの数年、OECD諸国は、タックスヘイブンを巻き込んで資金移動に厳しい監視の目を光らせ、自動的情報交換制度を導入し、海外逃避も容易ではなくなっている。

2番目の課題は、金融資産に与える負の影響である。富裕税の導入は、不動産・株式・債券などの売却につながり、資産価格の低下を通じて経済が混乱するという反論である。勤労所得に課税し、資産運用から生じる所得にも課税し、さ

らに資産保有そのものに課税するのは三重課税だという批判もある。ちなみに、資本収益率が5%で、3%の富裕税を課すと、資本収益に対する税負担は60%を超える( $100 \times 1.05 \times 0.03 \div 5 = 0.63$ )という試算がある。

最後に、富裕税は、資産の評価など膨大なコンプライアンスコストがかかるという課題もある。非上場株式、絵画などの評価は常に問題となる。わが国で、戦後シャープ勧告に基づき導入された財産税が廃止されたのは、主としてこの理由からだ。

わが国では、権力と結びつき政策を左右するような超富裕層は存在していない。一方で、金融所得に対する税制が、所得再分配の観点から問題にされており、まずはこちらの議論からということだろう。

東京財団政策研究所研究主幹  
森信茂樹  
中央大学法科大学院特任教授

連載

# 税制之理

ことわり

第151回

米国の富裕税議論を考える